

Q : 11 『カードで決済したら値引きします!』

は問題あるか

「当社が受託販売しているツアーを“●●カード”で決済したら、値引きします。」とした場合、景品規約上何か問題がありますか。ちなみに、値引き分は、“●●カード”が負担してくれます。

A :

値引きの原資をどこが負担するにせよ、旅行代金の額を減額するのは貴社であり、それ自体は単なる値引きで問題ありません。

ただし、受託販売している旅行について委託会社に断りなく値引きをすることは、受託販売契約上の問題が発生するおそれがありますので、委託会社と締結している募集型企画旅行取扱委託契約の内容をチェックしてください。

●●カードがカード会員向けに、「旅行代金の決済を●●カードで行ったらキャッシュバックします」と会報誌などで告知するといった方法であれば可能だと思いますが、カード業界のルール上問題がないかどうか確認してみてください。

【規則第1条第2項(1)】